

市町村男女共同参画計画支援について

1 男女共同参画社会基本法の制定（平成 11 年）

第 14 条

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

2 高知県男女共同参画社会づくり条例の制定（平成 15 年）

第 4 条

- 3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

◎こうち男女共同参画プラン策定（平成 13 年）

3 県の支援

(1) 男女がともに参画する社会づくり事業費補助金（H16～H20）

男女共同参画社会づくりを促進するため、市町村が実施する男女共同参画計画の策定及び女性の参画促進のための整備や啓発事業等について補助を行う。

(ア) 条例制定・計画策定の支援

(イ) 住民啓発や人材育成を支援（各地域での啓発事業、女性団体等の育成）（～H18）

(ウ) 女性の参画促進のためのハード整備（放課後児童クラブ整備、地場産品加工設備等）（～H17）

【補助金概要】（H19 年度）

・補助先：市町村 補助率：1 / 2 補助限度額：1,000 千円

(2) 男女共同参画地域サポート事業（H21～H26）

市町村が中心となつて行う男女共同参画に関する住民啓発等の取組を、より地域に根ざした取組へと拡充し、また多様な人材や視点等を導入した課題解決型への取組へと転換させるための支援を、NPO と県との協働により実施する。

(ア) 男女共同参画の策定・改訂作業に向けた取組

(イ) 男女共同参画に関する住民啓発の取組

(ウ) 男女共同参画に関する活動を行う団体や女性グループのネットワークづくり、体制充実のための行う取組

(エ) 産業振興、子育て支援、防災計画等の主要事業に、男女共同参画の視点を入れ、事業効果の拡充を図る取組

(オ) その他、市町村等の実情に即した男女共同参画推進のための取組

【支援の内容】

- ・対象取組の企画、実施準備、実施、事業評価等に関する支援
- ・必要な情報提供、指導助言
- ・地域の民間団体、企業、学校等との交流への橋渡し

◎計画策定の実務的な指針となる「市町村計画策定の手引」を作成（H25）

(3) 市町村訪問による男女共同参画計画策定の働きかけ（H27～）

未策定の市町村に対して訪問を実施し、計画策定の必要性や「市町村計画策定の手引」の活用などについて説明し、計画策定をすすめる。